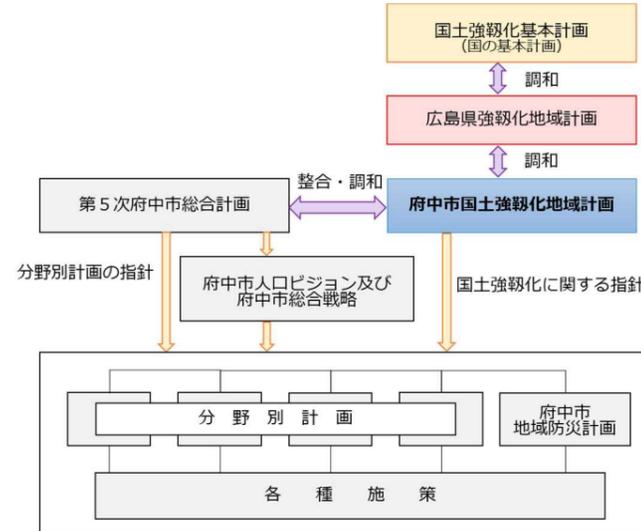


府中市国土強靱化地域計画 概要版

計画の策定趣旨、位置づけ

府中市国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「国土強靱化基本法」という)に基づくとともに、国が定める「国土強靱化基本計画(以下、「国の基本計画」という)や「広島県強靱化地域計画(以下、「県地域計画」という)」との調和を保ちながら、国土強靱化に関する施策を推進する計画として、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定するものである。



府中市の強靱化の目標

本計画は、「国土強靱化基本法」第14条に基づき、国の基本計画と調和を保つ必要があること、また、同計画の策定に関する国の指針において、目標は、原則として国や県の基本計画に即して設定することとされていることを踏まえ、広島県の基本計画と共通する目標を設定する。

【基本目標】

大規模自然災害発生後における適切な対応のための防災・減災の取り組み方針

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④迅速な復旧復興に資すること

【大規模自然災害に対し事前に備えるべき目標】。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

府中市の脆弱性評価および「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)

8つの「事前に備えるべき目標」に対し、本市に大きな被害をもたらす大規模自然災害は、「地震の強い揺れ」、豪雨等による「浸水害」や「土砂災害」である。これらの災害により、市民の生命が脅かされる事態は、避ける必要がある。また、これらの災害に伴って発生する長期間の停電や断水、孤立集落の発生も避ける必要がある。

このような観点から、県地域計画で設定された39の事態を参考に、本市では次表に示す36のリスクシナリオを設定する。このうち、「人命保護に直接かわる事態」と、「行政機能の大幅な低下につながる事態」を優先して回避すべき事態とし、これに関する11の施策を重点化の対象とする(赤字)。

事前に備えるべき目標 / 起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
2-8	避難場所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	
5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-3	幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
5-4	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な二次災害を発生させない	
7-1	地震に伴う市街地の火災による多数の死傷者の発生
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
7-5	農地・森林等の被害による市土の荒廃
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-2	復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

☆赤字は重点化対象